

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）					
地区名	いっばんけんどうおおぶとこなめせん 一般県道大府常滑線					
事業箇所	ちたしやわた 知多市八幡地内					
事業のあらまし	本路線は、大府市から東海市・知多市を経由して常滑市に至る知多半島北部の一般県道である。当該区間は、知多市内の高校へ通学するなどの自転車交通も多いが、歩道が未整備であるため歩行者や自転車と自動車の通行が錯綜し危険な状態となっており、早期の歩道整備が望まれている。また当区間は一般県道武豊大府自転車道線との重複区間でもあり、当区間を除く前後区間は自転車道が整備済である。このため、歩道を設置することにより、歩行者及び自転車の安全を図った。					
事業目標	【達成（主要）目標】 歩道設置により歩行者及び自転車の安全を図る。 【副次目標】 -					
事業費	事業費		内訳			
	2.65 億円		□工事費 1.79 億円、□用補費 0.65 億円、□その他 0.21 億円			
事業期間	採択年度	2008 年度	着工年度	2011 年度	完成年度	2014 年度
事業内容	自転車歩行者道設置 L=380m W=4.5m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 歩道設置により歩行者及び自転車と自動車の交通が分離され、通学児童を含む歩行者等の危険な交通環境が改善されたため、事業完了後に死傷事故は発生していない。 【達成状況に対する評価】 本事業の実施により、歩行者等の安全性が確保されたことから、事業目標を十分に達成している。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 【達成状況に対する評価】				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特になし。					